

7 常 経 経 第 2 0 0 号  
令 和 7 年 12 月 3 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

常滑市長

市町村名 (市町村コード)	常滑市 (23216)
地域名 (地域内農業集落名)	久米地区 (久米)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の貸付を希望する地主が耕作者を選ぶことがあり、集約化が進んでいない。そのため耕作者の農地が点在しており、農地間の移動に時間を要している。
- ・水稻の担い手が少なく、高齢化も進んでいる。
- ・土地改良を実施していない農地は条件が悪い。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畑はアグリス常滑営農支援機構の推奨作物を中心に栽培し、田は水稻を主要作物とする。
- ・条件の悪い農地については新たな土地改良事業を検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	185.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	180.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

耕作者数は少ないため集積は進んでいるが、地主の意向が強く集約化が進んでいない。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用して賃借等を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

土地改良事業を実施していない形態の悪い農地を大区画化し、耕作しやすくする。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市外からの法人を含む農業者及び新規就農者の受入を行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】